

## バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

### I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米：米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

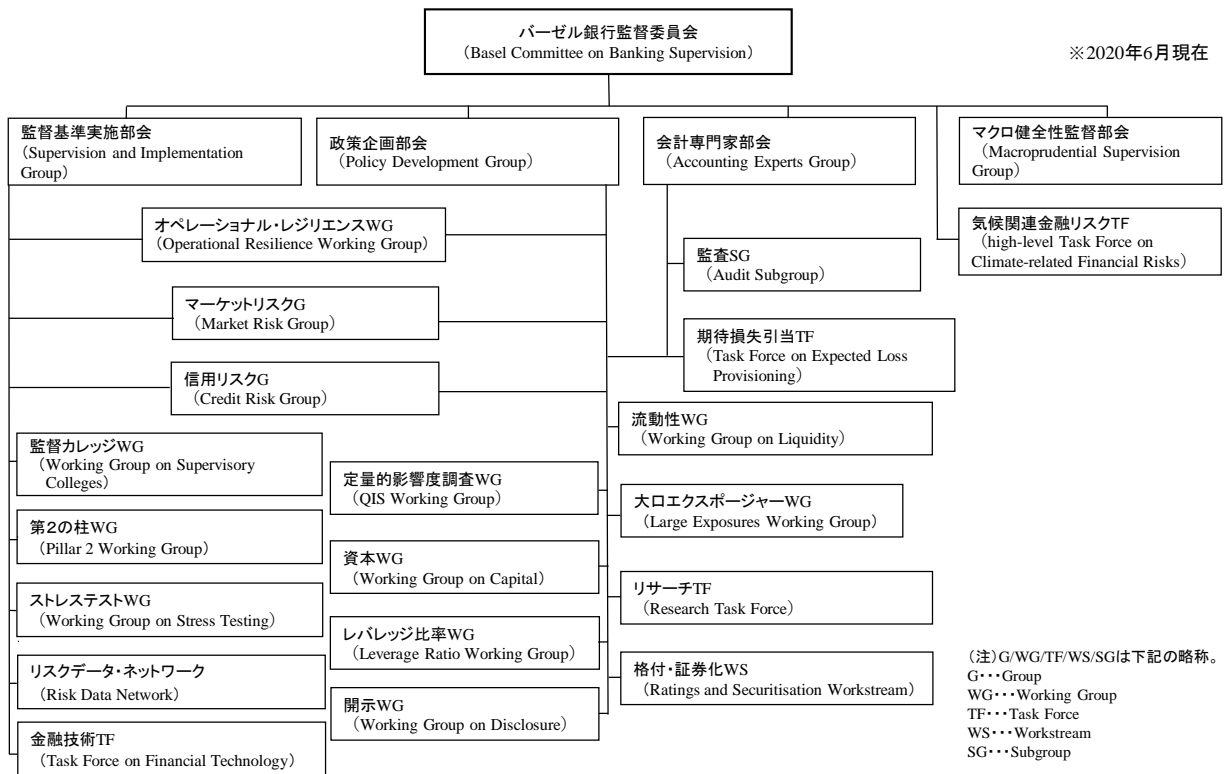
### II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマנדートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

### バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



## Ⅲ 主な議論

### 1. バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の策定及び実施

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、2022年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020年3月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期

を1年間延期（2023年から実施）することが合意された。

### バーゼルⅢ最終化の概要

- (1)信用リスクの標準的手法の見直し
  - ・中堅企業向け債権（無格付）のリスクウェイト（RW）を引下げ（100%⇒85%）。
  - ・株式のRWを引上げ（100%⇒250%）。
- (2)信用リスクの内部モデル手法の見直し
  - ・各銀行による内部モデルの利用範囲を制約。
  - ・デフォルト確率等の自行推計値に下限を設定。
- (3)マーケットリスクの計測手法の見直し
  - ・標準的手法はリスク感応的となるよう再設計。
  - ・内部モデル手法は承認要件見直し等の抜本見直し。
- (4)CVA（信用評価調整）リスクの計測手法の見直し
  - ・会計やリスク管理実務を踏まえた枠組みへ見直し。
  - ・規模・特性等を踏まえた計測手法を用意。
- (5)オペレーショナルリスクの計測手法の見直し
  - ・内部モデル手法を廃止し、新標準的手法へ一本化。
  - ・銀行のビジネス規模と損失実績を勘案。
- (6)資本フロアの導入
  - ・内部モデルにより算出したリスクアセット（RWA）額は、標準的手法により算出したRWA額の72.5%を下限とする。
- (7)レバレッジ比率
  - ・最低水準は3%。ただし、G-SIBsに対しては一定の上乗せあり（邦銀の場合、0.5%～0.75%）。（大枠は国内実施済）

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{オンバランス・オフバランス資産の合計額}} \geq 3\%$$

## 2. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施）。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされている。2018年7月に公表された改訂版選定手法は、2021年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が1年後ろ倒し（2022年～）されることになった。

## 3. その他

バーゼル委は、銀行が暗号資産を保有等した場合の規制・監督上の取扱いについて検討を行っており、2019年12月にディスカッション・ペーパー

一を公表した。

また、金利指標改革がバーゼル規制枠組みに与える影響をモニタリングしており、2020年2月及び6月に規制上の取扱いを明確化する文書を公表している。

その他、気候関連金融リスクに関するタスクフォースを新設しており、2020年4月にメンバー法域における気候関連金融リスクに関する取組みについてのサーベイ結果を公表した。